

いっぽん!

第7号



■発行 伊藤ふみひろ後援会広報委員会 ■発行責任者 伊藤文博 ■連絡先 TEL 025-562-3988
■公式ホームページ URL <http://www.fumihiro-ito.com> ■E-mail f-ito@fumihiro-ito.com

3月・6月定例会報告



会派：新政会
所属委員会：
文教民生常任委員会
地域情報化調査推進特別委員会

行政改革の推進 「有価物集団回収奨励金」廃止

行財政改革の一環として「補助金」全般の見直しが行われていて、「有価物集団回収奨励金」も例外ではなく、本年度は大幅な減額、平成20年度には全面的な廃止の方向が示されました。

「有価物集団回収奨励金」には、多くの付加価値があります。

12月議会の一般質問での▼「この補助金の付加価値というものについて認識があったかどうか」という私の質問に対し、市民課長はこう答えています。

▼市民課長「確かに資源回収の奨励金というところで、あくまでも補助金というような考えでした。た

だ、今、付加価値ということで議員から問われますと、これについては子供とのつながり、あるいは大人同士のコミュニケーションの場であったり、あるいは、当然ごみのリサイクルの教育であったりというように、付加価値であったかと、こう考えております。」

このように、「付加価値」の存在は認めています。また、他部署では、「市民参画」「市民協働」をこれからの地方自治体の大きな課題と捉えて推進しようとしているにも関わらず、相反する施策を簡単に行おうという点を問題点としてきました。

私はこの問題を単に「必要な補助金の削減問題」とは捉えていません。

- ①各部・課横断的に政策論議をし、「縦割り行政の弊害を排除」するシステムを構築すること。
- ②事業の付加価値を認識し、より効果的な行財政執行の方法と税金の使い道を探る習慣をつけること。
- ③これまでの行政手法の常識に囚われることなく、経営的感覚を持った分析力と判断力、決断力を養うこと。

といった、これからの地方自治課

題の代表的な例と捉えてきました。

私は、「資源回収補助金の所定の目的は達し、その役割は終わった。」という行政側の説明を否定するものではありません。

分別収集も徹底されるようになり、資源回収は市のゴミ収集の中でスムーズに行われるようになりました。

この判断に基づいて廃止の方針を貫くとしても、「付加価値」に着目し、政策展開するようであれば経営的な行財政運営は出来ないと考え、議会以外の場でも市民課長や学校総務課長と話し合ってきました。



協力して資源の有効利用



写真はイメージ画像です

6月定例会の文教民生常任委員
会では、その点について前向きな
報告がなされました。

学校等が今年度取りやめた理由

- ・ 児童・生徒数の減少に伴って、
役員への負担が大きくなつて
いる
- ・ 子どもの参加が少なくなり、
教育活動として取り組むこと
が難しくなってきた。
- ・ 今後、少子化に伴い、学校等
での集団回収を続けていくこ
とは、一層困難な状況にな
っていく。

一方、この事業をつづけていく
団体もあります。集団回収活動等
の環境への取り組みは、地域や子
どもとのふれあいの場としても継
続してもらえよう実施団体へ情
報提供をしていく方針だといいま
す。

有価物回収事業の工夫例

- ・ 学校によっては、回収ボック
スを設けたり買い取り金額の
高い有価物を集中して収集す
るなど工夫をこらした取り組
みを行っている
- ・ 売却益で車いすを買って寄付
している

このように、すばらしい活動を
されているところもあります。こ
れらの活動の状況は、市のホーム
ページなどで紹介する予定です。

又、今後の取組としては、

糸魚川市の今後の取組

- ・ 環境セミナーを開催し、地球温
暖化やごみの減量化・分別収集
等を啓発に努める
- ・ 広報紙によるごみの減量化、マ
イバック運動を展開
- ・ 有価物の集団回収については、
続けてもらうように、そういつ
た奨励活動なりを広報やホーム
ページに入れていきたい。
- ・ 有価物に対しての業者の情報と
かも扱いやすいような情報提供
をしていきたい。
- ・ PTAが検討に当たっては、情
報提供や相談にも応じながら、
この事業を取りやめても他の事
業に積極的に取り組んでもらえ
るように対応したい。

議会を傍聴してみませんか。直接
ご覧になると、色々見えてきますよ。
能生地域ではケーブルテレビで議
会中継されていますが、この点でも
情報格差が広がっています。

早期の是正が必要です。

ある団体Aの集団回収実績をもとにした今後の試算(青海地域)

	市奨励金 (円)(A)	業者売価 (円)(B)	団体収入 計 (A)+(B)=(C)	備考
平成17年度	468,010	49,730	517,740	
平成18年度	316,558	55,425	371,983	
平成19年度	192,058	159,755	351,813	H18を基に試算

前表の試算によると、この団体
が同様の資源回収を行った場合の
平成18年度と19年度の収入に大差
はありません。これまでと同様の
活動を行うか、前記の工夫例のよ
うに新しい取組を行うかは、市民
参加の姿勢に委ねられています。



一般質問を終えて

3月議会での一般質問

1. 情報基盤整備について

◆キーワード①

【①「情報基盤整備」の目的】

◆総合計画では

1 情報通信基盤の整備
〔現状と課題〕

めまぐるしく進展する情報通信技
術を活用した情報通信機器が急速
に市民社会に普及しており、(中
略)

このような情報化社会に対応し、
市内全域の住民や企業が情報通信
技術の恩恵を享受できるように、情
報通信基盤を整備するとともに、情
報通信基盤の整備と行政情報や行政

サービスの提供システムを構築することが課題である。

となつていきます。

【問題点】

「目的を達成するために手段を講ずる」

↓目的をはっきりさせなければ手段は決まりません。目的を再度明らかにして、職員全員がはっきりと認識しなおして計画にかかる必要があります。

①全職員が「目的」をはっきりと認識しているかどうかは曖昧です。

②企業と市民に対して、光ファイバー網の整備（ハード）だけで「目的」を達成することは出来ません。

③「計画の順序としては当然「ソフト」が先であり、どのような「ソフト」なのか関連を明らかにすることが必要です。

大きな投資をして行う事業の住民に対する説明責任を果たすためにも、整備されたハードを使ってどのように「より利便性の高い行政情報や行政サービスの提供システムを構築する」（ソフト）のかを、市長の責任において明らかにする必要があります。



④糸魚川市として、両システム（N T T方式、ケーブルテレビ方式）で可能な市民サービス内容について明らかにしていません。

a 「情報基盤整備」担当課を中心にしての検討が行われているが、各部・課・係での検討が充分に行われていません。

b 庁内で、各部、課、係に「情報ネットワークで何が出来るか、何をやりたいか」について、協議・提案を促したことがあるが、各課から案が上がってこない。情報基盤整備担当課だけで結論の出せる問題ではないという共通観念がありません。

⑤なぜ、各課から検討内容があがってこないか。

a 現在の業務で困ってはいない情報ネットワークを使う仕事は、現在の仕事に対してプラスアルファの要素が大きい。

c 毎日の仕事で手一杯感がある。従って、並列の部署からの要請

では余計な仕事はしない。トップダウンで指示を出さなければ動かない。市長の至上命令としてやっつけていく必要がある。

⑥「情報基盤整備室」のような部署をつくり、各課との連携を深めて住民サービスの内容を煮詰めるべき。「プロジェクトチーム」のような片手間な協議体では不足です。

⑦ケーブルテレビの場合は加入率が課題？

加入率は事業の経営に関わる重要な問題です。

加入率アップのためにも、「より利便性の高い行政情報や行政サービスの提供システム」の内容を市民に明らかにする必要があります。「そんなに便利なサービスを受けられるのであれば、1500円払ってもケーブルテレビに入りたい」と思ってもらわなければならないでしょう。

市民の中には、情報基盤整備に対する慎重論も多いですが、「やるのならテレビで活用できるシステムにしてくれ、パソコンなんか駄目だ」という意見も多く聞きます。

市長がケーブルテレビ導入を判断する判断材料は自分で揃えなければなりません。庁内論議を高めて判断材料を整理

しなければいけません。自信を持って決断し、説明責任を果たして事業を遂行する責任は市長にあります。

一方、国の方針により、状況は大きく変わりつつあります。国では「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」で、テレビとインターネットの融合について論議されています。この議論の行方と、法整備の時期の見極めも大切になってきます。

一つの回線で、電話・インターネット・テレビを提供できる「トリプルプレイサービス」が実現されるには法整備が必要ですが、それによって糸魚川市の方向性も大きく変わる可能性があります。

2011年の法改正を目指しているといわれています。

現状と今後について、後のページで詳述します。



2. 地域の伝統芸能文化の保護と活性化について

糸魚川市全域に地域それぞれの伝統文化があり、地元の熱意により伝承されています。

一方、国民の祝日に関する法律により、小正月の伝統行事が行われる1月15日が祝日ではなくになりました。伝統文化の継承に支障が出ています。

それぞれの地元では、小正月の1月15日を祭りに戻せないかという声が大きくなっています。



青海 竹のからかい

①糸魚川市として主体的に可能な対策は何か

▼市長は、何とか1月15日をいろいろな形で行事を存続したり、あるいは休みに出来ないかということの検討を指示しているそうです。

②糸魚川市の統一方針として、小中学生を問わず地元愛を育成することにより、若者の定住促進を図り、定住人口を拡大する一助とするべきではないか。

▼それぞれの地域の伝統行事に対して、各学校に対応を促したいと考えているそうです。

糸魚川東小学校で地域伝統行事を育むという視点で、研究を行っています。いずれ、全市的に取り組みたいとのこと。

③国・県への働きかけは ◇キーワード①

「小正月」と「成人の日」の違い

「小正月」と「成人の日」では大きく意味が違います。「成人の日」であれば、第2月曜日に動かしてもいいでしょうが、「小正月」は動かせるものではないでしょう。

地方の実態を国・県に知らせて中央行政の間違いを正していくのも、地方自治を預かる者の責任です。

▼国や県に折に触れて働きかけをしていますが、なかなか理解していただけない状況です。

全国民俗芸能保存振興市町村連盟では、アンケート調査を行いました。結果は未公表です。

小正月行事を1月15日に実施しているのは「竹のからかい」をはじめとする3行事と2地区での斉の神で、日にちをずらしたのは、真光寺・百川の「鳥追い」を初めとして、12地区での斉の神だそうです。



塚田一郎ご夫妻と
自宅剣道場「直心館」にて

6月議会での一般質問 1. 「市民参加の基礎づくり」について

「市民参加」という言葉は耳慣れています。それを実行することは多くの時間と忍耐が必要だと言われています。

「市民参加」を実現するためには、住民と職員の意識改革が必要であり、そのためには情報の共有と情報提供のシステム作りが重要となつてきます。

全国の市町村で「市民参加条例」を策定するところが増えてきました。「市民参加」の思想は持っていますが、システムがなければ実現は困難だからです。

思想を具体化するには、計画と実行、検討と改善のシステムが必要です。まあ、検討と改善のシステムは行政の最も苦手とするところですから、一応置いておくとして、計画して実行することが可能な限り具体的に決められていなければ、誰がやっても必要な水準を保つというところは難しいでしょう。

① 「自治基本条例」と「市民参加条例」

情報公開や政策評価、住民参